

関東運輸局プレスリリース

平成28年2月2日

<問い合わせ先>

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

担当 服部、倉持、高木

電話 045-211-7271

FAX 045-201-8804

<配布先>

横浜海事記者クラブ

神奈川県政記者クラブ

関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）

株式会社イーエスピーに対する事業許可の取消処分に係る聴聞手続きについて

国土交通省関東運輸局では、貸切バス事業者である株式会社イーエスピーに対し平成28年1月15日、同月16日、同月17日、同月29日に特別監査を実施しました。

その結果、道路運送法等関係法令の規定に違反している事実を確認し、精査した結果、「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年9月20日付け関東運輸局長公示）記5.(1)①に定めるところにより「許可の取消処分」に該当することとなったので、同事業者に対して、行政手続法第15条第1項の規定に基づく聴聞の通知を發出し、下記のとおり公示しましたので、お知らせいたします。

なお、聴聞は、非公開となりますので、併せてお知らせいたします。

記

公示について
別紙のとおり

公 示

◎一般貸切旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく同法第4条の許可の取消し処分事案

道路運送法施行規則第60条の2の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を經由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

平成28年2月2日 関東運輸局長 濱 勝俊

記

事案番号 16E01

1. 事業者の氏名及び住所

株式会社 イーエスピー

東京都羽村市富士見平2-1-5

2. 予定される処分内容

道路運送法第27条第2項等の規定違反による道路運送法第40条に基づく同法第4条の許可の取消し処分

3. 聴聞の期日

平成28年2月19日(金) 午後 1時 30分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045(211)7271

なお、上記で実施できない場合は、関東運輸局が別途指定することとします。